

消費者庁報告資料

令和6年10月22日
食品表示課食品表示対策室

○ 食品表示に関する法律

- 消費者をあざむく産地偽装や、健康食品の虚偽誇大広告等については、関係法令を補完し合って効率的な法執行を実施。
- 法令違反の事実に対しては、食品表示連絡会議を構成する行政機関で連携しつつ、厳正に対応。

法律名	表示関連部分の概要	関連する行政機関	措置対象事例
景品表示法	一般消費者に誤認をされる表示や過大な景品の提供を制限及び禁止 (表示と広告の規制)	消費者庁 公正取引委員会地方事務所 都道府県	食品の優良誤認表示 ・有利誤認表示等
健康増進法	健康の保持増進の効果等について、虚偽・誇大な広告等の表示をすることを禁止 (食品として販売に供する物に関する広告その他の表示を規制)	消費者庁 地方厚生局 都道府県等	健康食品の虚偽・誇大表示
食品表示法	食品関連事業者等に対し、アレルギー、消費期限、原材料、原産地等の表示を義務付け (販売の用に供する食品に関する表示を規制)	消費者庁 農林水産省 国税庁 都道府県等	原産地、原材料、添加物、アレルギー表示、期限表示等の不適正表示
米トレーサビリティ法	外食店等に対し、米・米加工品に係る産地情報の一般消費者への伝達を義務付け	消費者庁 農林水産省 国税庁 都道府県	消費者に対する米穀等の産地情報等の伝達違反
食品衛生法	公衆衛生に危害を及ぼすおそれのある食品・添加物等の虚偽・誇大な表示・広告等を禁止	消費者庁 都道府県等	食品表示基準事項の誇大広告

○ 食品表示に関連する法律の執行①

- 健康食品に関する表示・広告については、景品表示法と健康増進法により相互に補完し合って効率的な法執行を実施。

消費者基本計画工程表
(平成28年7月消費者政策会議決定)

2 表示の充実と信頼の確保

(3) 食品表示による適正な情報提供及び関連法令の厳正な運用

② いわゆる健康食品も含めた食品の表示・広告の適正化

食品の機能性等を表示する制度に関し、いわゆる健康食品も含めた食品の表示・広告について、制度改正の可否を検討する。また、執行体制の整備も含め、関係機関と連携して監視を強化し、法令違反に関しては厳正に対処するとともに、いわゆる健康食品に関する留意事項の周知徹底を行うことにより、表示・広告の適正化を図る。

健康食品等の経緯と消費者庁の体制整備

H25年1月：消費者委員会

「健康食品」の表示等の在り方に関する建議

25年2月：食品表示班の設置

25年7月：食品表示対策室の設置

27年4月：機能性表示食品制度の創設

28年4月：消費者委員会

特定保健用食品等の在り方に関する建議

R2年7月：ヘルスケア表示指導室の設置

1 景品表示法に基づく健康食品に関する措置状況 (単位：件)

年 度	30	元	2	3	4	5
命 令	17	7	2	3	8	3
勸 告	-	-	-	-	-	-

注：命令とは景品表示法の行政処分、勧告とは健康増進法の行政指導。

2 健康増進法に基づくインターネット監視改善指導 (商品数) (キーワードによる検索) (単位：件)

年 度	30	元	2	3	4	5
改善指導	298	337	473	760	810	792

(参考) 普及啓発の実施

- ・公表健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について (25年12月) (制定) (27年1月) (一部改定) (28年6月) (全部改定) (R2年4月) (一部改定) (R4年12月) (一部改定)
- ・このような広告本当かしら (健康食品の表示について) (26年6月)
- ・機能性表示食品の広告等に関する主な留意点 (27年6月)
- ・機能性が表示される食品の購入時や利用時の留意事項 (27年11月)
- ・機能性表示食品の事後チェック指針 (R2年3月)
- ・認知機能に係る機能性を標ぼうする機能性表示食品の表示に関する注意喚起 (R4年3月)

○ 食品表示に関連する法律の執行②

- 食品に関する表示については、国及び都道府県等の各執行機関が国民からの情報提供等に迅速に対応するほか、計画的な監視指導を実施。

食品表示法に基づく措置状況（令和5年度）

◎ 措置の対象となった品目別の状況

（単位：件）

措 置	件数	措置の対象となった品目区分					
		生鮮食品計					加工食品
			農産物	米	畜産物	水産物	
命 令	0	-	-	-	-	-	-
指 示	22	12	1	2	6	3	14
指導(国)	284	95	30	10	24	31	195

※1「命令」「指示」は、国（消費者庁、国税庁及び農林水産省）及び都道府県等が行った措置実績の全数である。

※2「指導」は、国の指導件数のみが計上されており、都道府県等が行った指導は含まない。

※3「命令」「指示」「指導」の欄において、一つの措置の中で複数の品目区分の食品が対象となったケースがあり、合計と内訳が一致しない場合がある。

【違反の概要】

（指示）原産地、原料原産地に係る不適正表示

（指示）賞味期限に係る不適正表示

（指示）原材料等に係る不適正表示

（参考）

食品等の表示に係る一斉取締りの実施状況（令和5年度）

時 期	施 設 数	収去検体数	命 令	指 示	指導等
夏 期	179,189 ^{カ所}	11,371 ^{検体}	0 ^件	0 ^件	2,282 ^件
年 末	119,077 ^{カ所}	14,142 ^{検体}	0 ^件	0 ^件	1,804 ^件
年度計	298,266 ^{カ所}	25,513 ^{検体}	0 ^件	0 ^件	4,086 ^件

※ 食品衛生の監視指導の強化が求められる夏期・年末において、都道府県等が取組んだ監視指導の実施状況を整理したもの。（夏期：7月を中心として各都道府県等が定める期間、年末：12月を中心として各都道府県等が定める期間）

景品表示法に基づく措置状況（令和5年度）

（単位：件）

商品役務	措置命令	指 導	合 計
食品（一般）	3	17	20
食品（役務）	1	9	10
食 品 合 計	4	26	30
措 置 全 数	44	85	129

※ 消費者庁が行った措置実績である。

食品（役務）は、外食等で役務に分類されるもの。

【違反の概要】

- 機能性表示食品の高めの血圧を下げる効果等に関する不当表示
- 機能性表示食品の腹部の痩身効果等に関する不当表示
- 機能性表示食品の効果を消費者庁が認めているかのように示す不当表示
- ピザ等の料理の価格表示に関する不当表示 等

（食品以外）

- 家庭用の電気の小売供給に関する不当表示
- 炊飯器の糖質カット性能に関する不当表示
- モバイルルーターのレンタルサービスに関する不当表示
- 自動車用の空間除菌役務の効果に関する不当表示 等

○ 食品表示連絡会議・食品表示監視協議会の運営について

食品表示連絡会議（国レベル）

構成機関

- 消費者庁
- 警察庁
- 国税庁
- 農林水産省
- 厚生労働省

関連法令

- ・ 食品表示法
- ・ 不正競争防止法
- ・ 景品表示法
- ・ 健康増進法
- ・ 米トレーサビリティ法
- ・ JAS法

食品表示連絡協議会（地方レベル）

全国7ブロック

構成機関

- 公取委地方事務所
管区警察局
- 国税局
- 地方厚生局
- 地方農政局
(消費者庁) ほか

47都道府県

構成機関

- 警察本部
- 景表法担当部局
- 食品表示法担当部局
(都道府県庁、保健所)
- 消費生活センター
- 農政局支局 ほか

監視協議会の役割

- ・ 食の安全・安心の確保に関する情報共有・意見交換
- ・ 食品表示監視における平常時及び緊急時における連絡体制の整備
- ・ 食品表示関係法令に関する研修会の実施

「生活安心プロジェクト」（平成19年12月17日）

不適切な食品表示に関する監視を強化するため、関係する都道府県の機関と国の出先機関との間で、「食品表示監視協議会（仮称）」を設置すること等により、不適正な食品表示に関する情報が寄せられた場合に、必要に応じて関係機関で情報共有、意見交換を行い、迅速に問題のある事業者への処分等必要な対応をとるとともに、こうした対応が円滑に実施されるよう、関係省庁の間で「食品表示連絡会議（仮称）」を設置し、関連情報の共有を進める。

最近の主要な食品偽装事案

年度	事案	行 政		警 察	
		食品表示法	景品表示法	食品表示法	不正競争防止法
		(指示) (注)	(命令) (注)	(直罰)	法(直罰)
30	ごまの産地偽装	○			○
	マグロの産地偽装	○			○
元	まいたけの産地偽装	○			○
	カットわかめ等の産地偽装	○	○		○
	米の産地偽装	○			○
	食パン等の不当表示	○	○		
2	米の産地偽装	○	○		
	業務用あんこの産地偽装	○			○
3	あさりの産地偽装	○			○
	加工した牛肉の産地偽装			○	○
4	わかめの原料原産地偽装	○		○	○
	たけのこ水煮の原産国偽装				○
	あさりの産地偽装	○		○	○
5	シャインマスカットの産地偽装	○			
	牛肉・鶏肉の産地偽装	○			
	イカ加工品の原料原産地偽装	○			

注：国及び都道府県等が行ったもの

○ 食品表示に関する最近の活動状況

- 都道府県毎の食品表示監視協議会では、関連情報の共有等のため、毎年1回以上会合を開催。その他、都道府県も参加して、食品表示関係法令等に関する全国7ブロックごとの研修会を開催。
- 中央段階では、平成27年度以降、保健所設置市、特別区、都道府県の担当者を参集し、都道府県等食品表示担当者研修を開催。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりWebで開催。
- 令和5年度からは7月にハイブリッド（対面及びWeb）での研修を開催。

Web参加を可能にすることで、研修参加の間口を広くするとともに、令和6年度からは対面参加者に対し、より実践的なロールプレイ形式の内容も導入したところ。

⇒地方自治体職員の食品表示法制度の執行能力を向上させることが、法違反の抑止力として不可欠であり、外部講師等による講演や現場における実践的な研修内容の充実を図ることが重要。

○ 食品表示に関する最近の活動状況

【令和5年度実績】（食品表示監視協議会）

ブロック	ブロック別協議会		ブロック内の各県ごとの協議会（合計数）	
	協議会開催数	研修回数	協議会開催数	研修回数
北海道	6 ※1	0 ※1	22 ※2	0 ※2
東北	2	1	12	1
関東	2	1	20	2
北陸・東海	1	0	13	0
近畿	1	1	7	0
中国・四国	1	1	10	0
九州	1	0	6	2
沖縄	1	0	1	0

※1 国の出先機関と地方公共団体等が構成員となっている協議会の開催回数・研修回数

※2 農林水産省北海道農政事務所と地方公共団体等が構成員となっている地区協議会の開催回数・研修回数

○令和6年能登半島地震を受けた食品表示法に基づく 食品表示基準の運用について

(別紙)

消 食 表 第 1 号
5 消 安 第 5731号
厚生 健 生 が 発 0103第1号
令 和 6 年 1 月 3 日

各 都道府県
保健所設置市
特別区

食品表示主管部(局)長 殿

消費者庁食品表示企画課長
農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課長
厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課長
(公印省略)

令和6年能登半島地震を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用について

食品表示法(平成25年法律第70号)においては、食品表示の適正の確保のため、食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)が定められているところです。

一方で、令和6年能登半島地震による被害により、被災地への食料の円滑な供給が重要な課題となっていることを踏まえ、引き続き適正な食品表示がなされていることが重要ではあるものの、食品の譲渡(不特定又は多数の者に対する無償譲渡に限る。以下同じ。)又は販売の態様等を総合的に勘案し、食品の安全性に係る情報伝達について十分な配慮がなされていると判断されたとともに、消費者の誤認を招くような表示をしていない場合には、令和6年能登半島地震において災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受けた被災地において、譲渡又は販売される食品については、必ずしも食品表示基準に基づく義務表示事項の全てが表示されていなくとも、当分の間、取締りを行わなくても差し支えないこととしますので、適切な対応をお願いします。

なお、アレルギー表示及び消費期限については、被災者の方々の食事による健康被害を防止することが何より重要であるため、従来どおり個々の容器包装に表示する必要があることから、これまでどおり、取締りの対象となりますので、適切な対応をお願いします。

食品表示法に基づく食品表示基準の弾力的運用の適用について

災害等	発生日	運用開始 通知日	運用終了		運用期間
			通知日	終了日	
東日本大震災	平成23年3月11日	平成23年3月16日	平成23年7月15日	平成23年8月15日	152日
熊本地方地震	平成28年4月14日	平成28年4月20日	平成28年7月5日	平成28年7月29日	100日
平成30年7月豪雨	平成30年7月5日	平成30年7月13日	平成30年11月30日	平成30年12月31日	171日
北海道胆振東部地震	平成30年9月6日	平成30年9月7日	平成30年11月30日	平成30年12月31日	115日
令和2年7月豪雨	令和2年7月3日	令和2年7月7日	令和2年10月23日	令和2年11月23日	140日
令和6年能登半島地震	令和6年1月1日	令和6年1月3日	令和6年9月6日	令和6年9月30日	272日
新型コロナウイルス拡大(中国産)	—	令和2年3月3日	令和2年4月10日	令和2年4月10日	38日
新型コロナウイルス拡大	—	令和2年4月10日	令和3年10月29日	令和3年12月31日	630日

○食品表示法に基づく自主回収届出状況①

運用開始（令和3年6月1日）～令和6年9月末時点

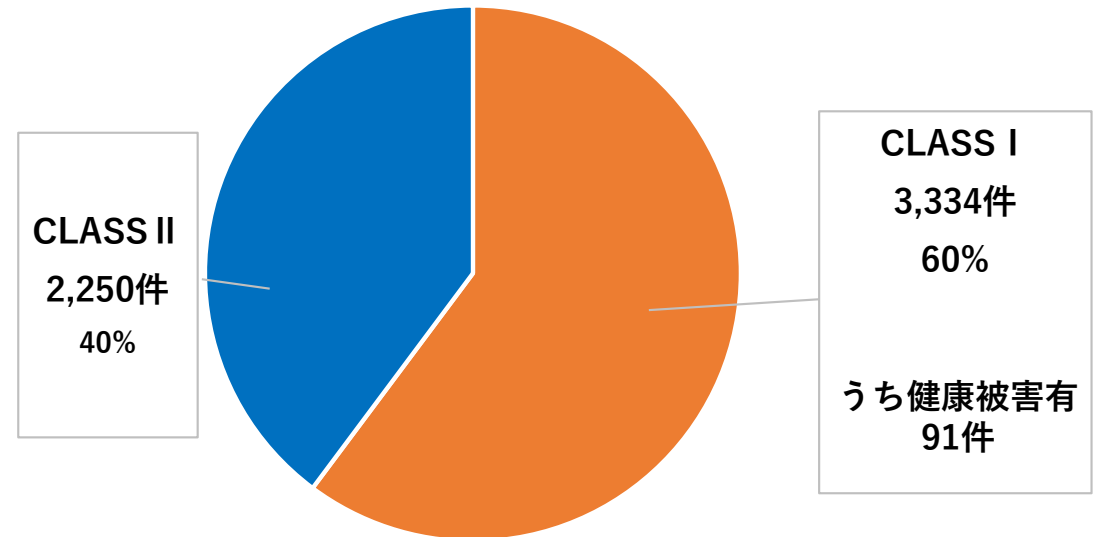
※令和6年10月1日時点の集計値

○食品リコール情報の届出制度運用開始令和3年6月1日から令和6年9月末時点までの食品表示法に関する公開件数は5,584件。

○回収理由は「アレルギー」が最も多く、発生要因では、ラベルの貼り間違いやラベルの誤入力等が主な要因となっている。

○品目別には「調理食品」が最も多く全体の45.7%、業種別には「販売業（スーパー）」が最も多く全体の55.7%を占めており、総じて言えば、スーパーのバックヤードで製造される弁当・惣菜などの表示ミスが主な要因となっている。

食品表示法に関する公開件数 5,584件



(注) CLASS IIには食品衛生法におけるCLASSⅢに分類され公開されたもの7件を含む。

回収の理由	詳細	件数
食品表示法違反	6条8項府令に該当（特定原材料、保存の方法、期限表示等）するものの違反	4,734
食品表示法違反のおそれ	アレルギー表示について、特定原材料に準ずるものの違反	541
その他（食品表示法）	上記以外の違反	309

食品表示法クラス分類例	
CLASS I	・健康被害が生じている場合 ・アレルギー（特定原材料に準ずる品目も含む）、及びL-フェニルアラニン化合物を含む旨に関する表示
CLASS II	・CLASS Iを除いた表示（名称、保存の方法、消費期限又は賞味期限など）

○食品表示法に基づく自主回収届出状況②

運用開始（令和3年6月1日）～令和6年9月末時点

【①回収理由別の発生原因】

※ ①、②、③の件数については、公開件数5,584件のうち回収を終了した件数を集計。

回収理由	発生要因	ラベルの 貼り間違い	ラベルの誤入力・入 力漏れ 印字機の不具合	使用原材料の間違い	ラベルの 貼り忘れ	その他	理由の記載なし	計 (%)
アレルギー 28品目（L-フェニルアラニン化合物を含む旨を含む）		1,835	317	200	80	68	321	2,821 (58.6%)
期限表示 (保存方法の重複を含む)		134	1,085		82	59	149	1,509 (31.3%)
保存方法 (温度帯変更を含む)		7	96		4	2	25	134 (2.8%)
個別的義務表示 (別表第19・24関係)		17	23		1	11	6	58 (1.2%)
その他		52	42		135	36	30	295 (6.1%)

【②品目別の回収理由件数】

回収の理由 品目	アレルギー 28品目（L-フェニルアラニン化合物を含む旨を含む）	期限表示 (保存方法の重複を含む)	保存方法 (温度帯変更を含む)	個別的義務表示 (別表第19・24関係)	その他	計 (%)
調理食品	1,850	253	56	11	33	2,203 (45.7%)
水産物	135	465	41	19	45	705 (14.6%)
菓子類	244	281	5	4	71	605 (12.6%)
畜産物	157	180	21	8	17	383 (8.0%)
めん・パン類	197	124		1	31	353 (7.3%)
飲料、氷	1	12			24	37 (0.8%)
その他	237	194	11	15	74	531 (11.0%)

【③業種別の回収理由件数】

回収の理由 業種	アレルギー 28品目（L-フェニルアラニン化合物を含む旨を含む）	期限表示 (保存方法の重複を含む)	保存方法 (温度帯変更を含む)	個別的義務表示 (別表第19・24関係)	その他	計 (%)
販売業 (スーパー)	1,874	627	86	24	72	2,683 (55.7%)
製造業	540	529	16	22	75	1,182 (24.5%)
販売業 (その他)	265	235	22	9	91	622 (12.9%)
飲食店 (持ち帰り弁当店を含む)	97	64	6	3	31	201 (4.2%)
その他	45	54	4		26	129 (2.7%)